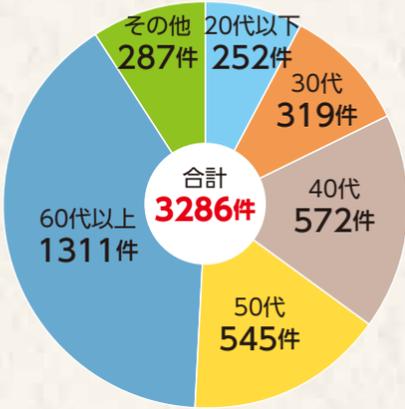




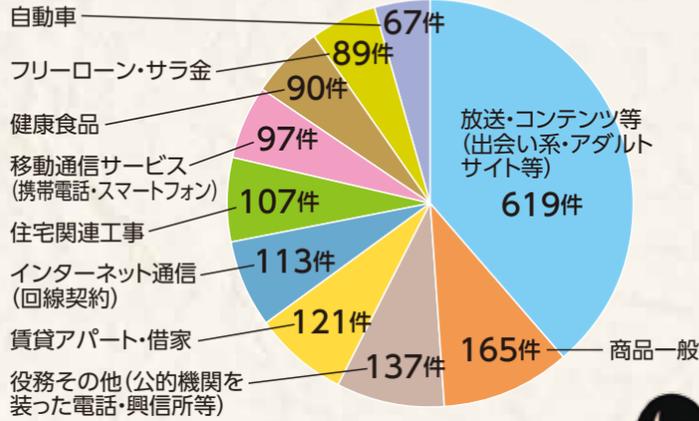
2016年度に消費生活センターに寄せられた相談は、**3286件**でした。

そのうち**60代以上の方の相談は1311件と約4割**を占めています。

2016年度年齢別相談件数

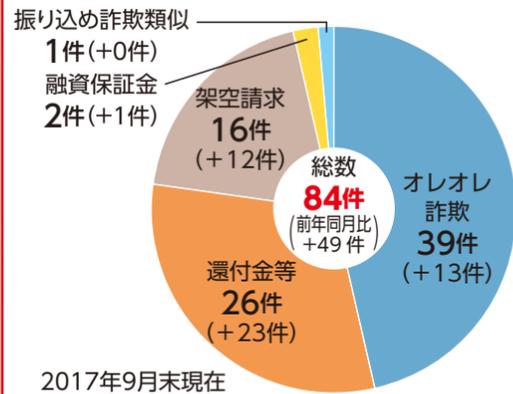


2016年度相談種別件数(上位10種)

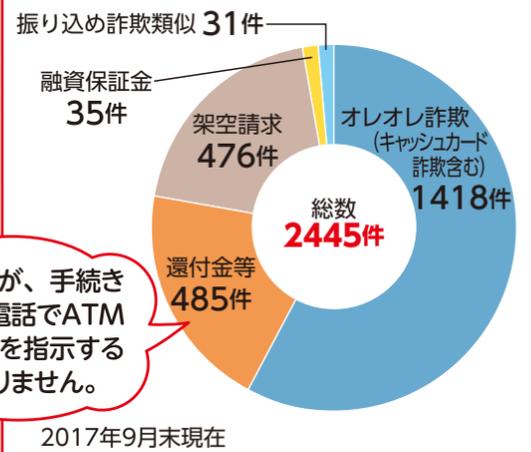


特殊詐欺も増加傾向!

市内特殊詐欺発生件数



東京都内特殊詐欺発生状況



判断能力が衰えたり断ることが苦手な高齢者を、訪問や電話で勧誘して次々と契約させたり、以前に金融商品や原野商法の被害に遭った人を狙う二次被害など、つけ込み型の契約トラブルが依然として後を絶たないのね。

社会経験が少なく判断力が未熟な若者を狙ったマルチ商法やもうけ話などのトラブルが多いわね。この先、民法改正で成人年齢が引き下げられると、社会に出ていない若年層の消費者トラブルが増加しそうだわ。



公的機関が、手続きのため、電話でATM機の操作を指示することはありません。



商品やサービスに関する契約上のトラブルなど、実際に相談があった事例と、それに対するアドバイスを紹介します。「おかしいな?」と思ったら1人で悩まずに市の相談窓口にご相談下さい。

事例1

リフォーム・点検商法 アドバイス

今日、「以前に施工したシロアリ駆除の点検をする」と言って、来訪した事業者に見てもらった。基礎がひび割れた写真を見せられ、「このままでは地震が来たら家が壊れる」と言われ100万円の床下補強工事の契約をした。明日から工事が始まるが必要な工事だったのか。金額も高いのではないかとと思う。

訪問販売による契約なので、8日間のクーリング・オフが適用されることを助言し、契約を解除しました。後日、契約者が見せられた写真は自宅のものではないことが判明しました。来訪した事業者の不具合を指摘され、不安をあおられても急いで契約せず、別の事業者から見積もりを取って検討しましょう。

事例2

訪問購入 アドバイス

「服や靴などの不用品を買い取る」と電話があり、記念切手を売ったので来てもらった。事業者に見せたら「2円にしかならない、貴金属なら古いものでも買い取る」と執拗に言われ、貴金属5点を渡して7000円を受け取った。買い取り価格が安いと思うので解約したい。

この事例は、クーリング・オフで契約を解除し、売却した物品の返却、代金の返金が行われました。「特定商取引法」では、事業者が突然訪問することを禁止しているため、事前に同意を得ていない物品の売却を勧誘することはできません。また、8日間のクーリング・オフ期間内であれば消費者が物品を手元に置いておくことが可能です。

事例3

架空請求 アドバイス

携帯電話に、「動画サイト料金が未納なので本日に連絡しないと法的手続きをとる」とメールが届いた。全く覚えは無いが、事情を聞くために記載してある番号に電話をしたところ、支払わなければ解約できないと強く言われた。指示に従い、コンビニで電子マネーを10万円分買い、裏面の番号を事業者に伝えた。しかし、何度も請求されるため、請求問題を解決する業者をインターネットで調べて連絡した。

心当たりがなければ、記載されている番号へ電話しないで、様子を見て下さい。最近は電子マネーを買って裏面の番号を伝えるように指示されることが多く、一度伝えてしまうと被害の回復が困難です。業者に依頼しても解決には結びつかず、高額な調査料を請求されるなど二次的な被害につながる可能性があります。

クーリング・オフの制度について

訪問販売・電話勧誘等で契約した場合、契約日から8日間(一部は20日間)は、工事の完了や商品の使用(消耗品を除く)とは関係なく無条件で解約できます。クーリング・オフ期間を過ぎていても、販売方法や契約書に問題があれば解約できる場合がありますので諦めずにご相談下さい。またクーリング・オフ対象外のものもあるので、詳細は消費生活センターへお問い合わせ下さい。



消費生活センターだよりのご案内

消費生活センターが発行する「消費生活センターだより」では、ここで紹介した以外にもさまざまな相談事例や、被害に遭わないためのアドバイスをお知らせしています。

- 発行日:毎月初め
- 配布場所:消費生活センター、市民協働推進課、各市民センター、各コミュニティセンター 他

市HP 消費生活センターだより 検索
消費生活センター ☎725・8805



特殊詐欺の手口も増えています!

キャッシュカード詐欺

警察や百貨店等を名乗る者から電話があり、「あなたのキャッシュカード(クレジットカード)が悪用されている。今から銀行協会の者が確認に向かうから家に居て下さい」と言われ、待っていると別の男が現れた。「不正使用されているカードを預かります。使用停止の手続きを取るの、本人確認のため、暗証番号を教えてください」と言われ、カードを手渡し、暗証番号を教えたところ、お金を引き出されてしまった。

アドバイス

警察官や百貨店等の社員が、キャッシュカードやクレジットカード等を預かることはありません。このような電話を受けた場合は速やかに**110番に通報**して下さい。

